

広島県告示第五百三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定によって、平成二十三年広島県告示第九百六十号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域

東広島市西条町郷曾字下原三六三番六の一部、三六三番一七の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 講じられた指示措置等

摂取経路の遮断